

エネルギー消費性能向上計画の認定【容積率特例】

- 新築及び省エネ改修を行う場合に、省エネ基準の水準を超える誘導基準等に適合している旨の所管行政庁による認定を受けることができる
- 認定を受けた改修工事については、容積率等の特例を受けることができる

認定基準

①誘導基準に適合すること

※エネルギー消費性能基準を超えるものとして、経済産業省令・国土交通省令で定める基準

②計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること

③資金計画が適切であること

容積率特例

・省エネ性能向上のための設備について、通常の建築物の床面積を超える部分を不算入

<対象設備(イメージ)>

- ①太陽熱集熱設備、②太陽光発電設備、③燃料電池設備、④コージェネレーション設備、⑤地域熱供給設備、⑥ヒートポンプ式熱源措置と併せて設ける蓄熱設備、⑦蓄電池設備(再生利用可能エネルギー発電設備と連携するものに限る)

【具体的な設備例】

○コージェネレーション設備

電力の使用先でガスを使って発電し、排熱を給湯などに有効利用することで高い総合効率を実現するシステム

システム外観

